

## 家墳墓施設撤去工事仕様書

- 1 甲府市墓地条例及び同施行規則に従い申請した墳墓地施設等設置承認申請書の許可に基づいて工事を行う。
- 2 本工事着手前及び完了後は甲府市墓地管理者に届け出るとともにその指示に従う。
- 3 本工事中における機材置き場及び工事用車両の乗り入れ等については、甲府市墓地管理者の指示に従う。
- 4 地下納骨室など埋設されている基礎部分などについては、撤去前の写真と撤去後の写真を提出する。
- 5 墳墓地撤去後は更地にして原状復旧する。
- 6 本工事中の墳墓地施設に事故等が発生した場合は、工事請負業者と工事発注者の間で解決するものとし、また、工事終了後の盗難並びに破損等が発生した場合、甲府市に対し何ら意義を申し立てない。
- 7 本工事の工期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

以上のお通り工事を行います。

工事人住所 \_\_\_\_\_

工事人氏名 \_\_\_\_\_

⑩

電話番号 \_\_\_\_\_